防衛省

番号	制度名
防衛省	
防衛01	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例
防衛02	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

## 点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税 の特例				防衛省
税目	法人税、所得税				
区 分	□新設	□拡充	■延長		事後

	点検項目			評価の	実施状況		課題
租税特	特別措置等の合理性						
1	政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
2	所期の目標が達成し ていない状況	□達成され	ていない	■達成る	されている	□説明なし	
租税物	特別措置等の有効性						
3	達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	的記述	□説明なし	
4	適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(框	艮拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
	⑤ <b>僅少・偏りのない</b>	■説明あり				□説明なし	
6	適用数等の将来予測	■定量化	□定量化(相	製拠なし)	□定性的記述	□予測なし	
7	減収額の実績把握	■定量化		□定量(	ヒ(根拠なし)	□把握なし	
8	減収額の将来予測	■定量化		□定量(	ヒ(根拠なし)	□予測なし	
9	租特の効果・達成目標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	
10	租特の効果・達成目標の実現状況の将来 予測	■予測あり				□予測なし	
(1)	税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	
12	税収減是認の効果の 将来見込み	■説明あり				□説明なし	
租税特	特別措置等の相当性				·		
13	租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
(14)	他の政策手段との役 割分担	■他の政策	手段はない	□説明ね	あり	□説明なし	

【課題の説明】	評価に求められる最低限必要な要素	(項口)	の説明が行われている	
本計画書は、	計画に不めり和る取込限必要な安系	(垻目)	∨ノ5元6771147410 ( 6 , 20°	

<sup>「○」:</sup>評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「◎」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

	租税特別措置等に係る政策の事前評価書							
1	政策評価の対象とした	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例						
	租税特別措置等の名称	(国税1)(法人税:義、所得税:外)						
2	要望の内容	〇 概要						
		防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101						
		号。以下「環境整備法」という。)第5条第1項において、国は、航空機の離						
		陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと						
		認めて防衛大臣が指定する第二種区域(以下「航空機騒音障害区域」とい						
		う。)に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が、当該建物等を移転						
		し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補						
		償することができる旨を規定しており、また、環境整備法第5条第2項にお						
		て、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買						
		入れを申し出るときは、当該土地を買い入れることができる旨を規定してい						
		る。このうち、航空機騒音障害区域に所在する個人の事業用資産又は法人						
		の資産(以下「事業用資産等」という。)を、国等に譲渡し航空機騒音障害区						
		域以外の地域に買い換える場合、航空機騒音障害区域以外の地域にある						
		資産と交換する場合に適用される譲渡所得の課税の特例が認められてお						
		り、本租税特別措置の適用期間の延長を要望するもの。						
		〇 控除の内容						
		事業用資産等を国等に譲渡し、航空機騒音障害区域以外の地域に買い						
		換える場合等において、資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価						
		額以下のときは、その収入金額の80%に相当する金額を超える金額に相						
		当する資産の譲渡があったものとして所得税が課税されるなどの特例措						
		置。						
		〇 関係条文						
		租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条、第37条の2、第37条						
		の3、第37条の4、第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の7						
		8、第68条の79、第68条の80						
3	担当部局	防衛省地方協力局防音対策課						
4	評価実施時期	平成25年7月						
5	租税特別措置等の創設	昭和49年度創設						
	年度及び改正経緯	昭和50年度改正 適用期間:5年間延長						
		昭和55年度改正 適用期間:5年間延長   昭和60年度改正 適用期間:5年間延長						
		中成 2年度改正 適用期間:3年間延長						
		平成 3年度改正 適用期間:5年間延長						
		平成 8年度改正 適用期間:5年間延長						
		平成13年度改正 適用期間:5年間延長						

平成18年度改正 適用期間:5年間延長

				平成23年度改正 適用期間:3年間延長		
6	適用又は	は延	長期間	3年間延長		
7	等 -	1	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 航空機騒音障害区域からの移転を希望する所有者に対して建物等の移転補 償や土地の買入れ(以下「移転の補償等」という。)を行うことにより、関係住民 の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。 《政策目的の根拠》 ○ 環境整備法第1条及び第5条(別紙参照) ○ 平成23年度以降に係る防衛計画の大綱Ⅱ、IV及びVI(別紙参照)		
		@	政策体をは、政策は、政策は、政策は、政策をは、政策をは、政策をは、政策をは、政策をは、	防衛省における政策評価に関する基本計画(防官企第3761号。23.3.3 1)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 政策目標: 我が国の安全保障の目標(①我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保、②アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保、③世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献)を達成するため、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進政策(狭義): 即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築		
		3	達成目標 及び測定 指標	施策(広義): 関係機関や地域社会との協力の推進施策(決義): 基地周辺対策の推進(補償の実施等を含む。) 《租税特別措置等により達成しようとする目標》航空機騒音障害区域における移転の補償等を促進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本租税特別措置の適用を受けた件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、航空機騒音障害区域における移転の補償等を促進することで、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなる。		
8	有効性等	1	適用数等	○ 過去の実績:  平成22年度 57件(個人:52件、法人: 5件)  平成23年度 62件(個人:56件、法人: 6件)  平成24年度 43件(個人:37件、法人: 6件)  ○ 将来の推計:  平成25年度 68件(個人:51件、法人:17件)  平成26年度 54件(個人:48件、法人: 6件)  平成27年度 54件(個人:48件、法人: 6件)  平成28年度 54件(個人:48件、法人: 6件)  ○ 本租税特別措置の対象者は、事業用資産等の所有者であり、特定の者に偏るものではない。  ○ 前回(平成22年年度)の本租税特別措置に係る政策評価では、平成22		

	年度から平成24年度までの適用件数の推計は合計235件であったが、同期間の実績は合計162件である。 その理由として、①集団移転の事業が終了したことに伴い、平成22年度予算から毎年度予算額が減少していること。②移転を希望する所有者の事情(病気等)により移転の希望を辞退する場合があること。③土地境界について隣接地の所有者と土地境界の確定に至らず移転の希望を辞退する場合があること等から、件数が変動するものである。 このように、移転措置事業は移転希望者の状況によって事業件数が変動することから、前回要望時の見込みと比較して想定以上に僅少とはなっていると評価することはできない。
	※1 将来の推計のうち、平成25年度は当該年度において移転を予定している事案の所有者か
	らの希望届等を基に本租税特別措置の適用が見込まれる件数、平成26年度以降は平成2
	2年度から平成24年度までの実績の平均から算出。
	※2 適用実態調査の結果に関する報告書における調査対象の範囲と本評価書における評価対
o Net de d∓	象の範囲が異なるため、データは、平成25年7月、防衛省地方協力局防音対策課で作成。
②減収額	〇 過去の実績:
	平成22年度 174百万円(個人: 94百万円、法人: 80百万円)
	平成23年度 355百万円(個人:120百万円、法人:235百万円)
	平成24年度 227百万円(個人: 91百万円、法人:136百万円)
	〇 将来の推計:
	平成25年度 595百万円(個人:165百万円、法人:430百万円)
	平成26年度 252百万円(個人:102百万円、法人:150百万円)
	平成27年度 252百万円(個人:102百万円、法人:150百万円)
	平成28年度 252百万円(個人:102百万円、法人:150百万円)
	※1 減収額は、譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定し、個人については譲渡価
	格の 12%[(1-0.2(譲渡益))×税率 15%]、法人については譲渡価格の 24%[圧縮限度額(譲
	渡益×0.8)×税率 30%]の減収があったものとして算出。
	※2 将来の推計のうち、平成25年度は当該年度において移転を予定している事案の所有者か
	らの希望届等を基に本租税特別措置の適用見込みから減収額を算出、平成26年度以降は
	平成22年度から平成24年度までの実績の平均から算出。
	※3 適用実態調査の結果に関する報告書における調査対象の範囲と本評価書における評価対
	象の範囲が異なるため、データは、平成25年7月、防衛省地方協力局防音対策課で作成。
③ 効果・達成	《政策目的の実現状況》
目標の実	(分析対象期間:平成22年度~平成24年度)
現状況	航空機騒音障害区域からの移転を希望する所有者に対し、移転の補償等
	を実施することができたことから、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に
	寄与した。
	  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》
	(所期の達成目標の実現状況)
	前回政策評価を実施した平成22年度時点の達成目標は、航空機騒音障害
	区域内の残戸数約13,500戸(平成21年度末現在)の移転であるが、平成2
	2年度から、平成24年度末までに約300戸の移転が行なわれており、前回政
	策評価を実施した平成22年度時点から進捗している。
	本事業は、防衛という国民全体の利益のために航空機の離陸、着陸等の頻
	繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけ
	が受けている不利益を公平の観点から是正する措置であり、航空機騒音障害
	区域内に引き続き多くの戸数が存在することから、関係住民の生活の安定及
	び福祉の向上に資するためにも、移転の補償等を促進する必要があることか
	O IM MANAGED A DICESTRON IN THE A CINCE A GROWN ON OCCU.

ら、本租税特別措置の継続が必要である。 (分析対象期間:平成22年度~平成24年度) 測定指標を用いると、平成22年度から平成24年度までの本租税特別措置 の適用件数の合計は162件であり、本租税特別措置が適用されることで、国 による移転の補償等を円滑に実施することができ、移転の補償等を促進する という達成目標が実現できた。 (分析対象期間:平成25年度~平成28年度) 測定指標を用いると、平成25年度から平成28年度までの本和税特別措置 の適用件数の推計は合計230件であり、本租税特別措置が継続されること で、国による移転の補償等を円滑に実施することができ、移転の補償等を促 進するという達成目標を実現できると見込まれる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成22年度~平成24年度) 本租税特別措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点か ら、事業用資産等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、本租税特 別措置が延長されなかった場合、国による移転の補償等を円滑に実施するこ とができず、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することができな くなり、防衛施設の円滑な運用に資することができず、ひいては、我が国の平 和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができなくなる。 《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成22年度~平成24年度) 減収額の実績は、平成22年度から平成24年度までの合計で約756百万 円であった。一方で、本租税特別措置により、国による移転の補償等を円滑に 実施することができ、移転の補償等を促進するという目標が達成できた。これ により、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与し、防衛施設の円滑な 運用に資することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安 全の確保に寄与することができ、本租税特別措置による税収減を是認する効 果が得られていると認められる。 (分析対象期間:平成25年度~平成28年度) 減収額の将来推計は、平成25年度から平成28年度までの合計で約1,35 1百万円と推測される。一方で、本租税特別措置が要望どおり継続されれば 同期間において230件の本租税措置の適用が見込まれるため、引き続き移 転の補償等が円滑に行なわれ、移転の補償等を促進するという目標達成が 実現できると思われる。これにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上 に寄与し、防衛施設の円滑な運用に資することとなり、ひいては、我が国の平 和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができるとみられ、本租 税特別措置による税収減を是認する効果が得られていると見込まれる。 9 相当性 ① 租税特別 本租税特別措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点か 措置等に ら、事業用資産等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得 よるべき を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、 妥当性等 譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。

② 他の支援

措置や義 務付け等 との役割 なし。

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(抄)

(昭和49年法律第101号)

(別紙)

(目的)

分担

③ 地方公共

当性

10 有識者の見解

11 前回の事前評価又は事

後評価の実施時期

団体が協

力する相

なし。

促進すべき。

平成22年度

(防衛省政策評価に関する有識者会議委員)

関係法令を遵守し、関係住民の安定した生活に寄与できるよう移転補償を

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(移転の補償等)

- 第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な 実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(以下 「第二種区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は 除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者 に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常 生ずべき損失を補償することができる。
- 2 国は政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れ を申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 略

### ○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱(抄)

平成22年12月17日 安全保障会議決定 閣議決定

Ⅱ 我が国の安全保障における基本理念

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保することである。第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保することである。そして、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することである。

- IV 我が国の安全保障の基本方針
  - 2 同盟国との協力

我が国は、これまで、基本的な価値を共有する超大国である米国と日米安全保障体制を中核とする同盟関係を維持しており、我が国の平和と安全を確保するためには、今後とも日米同盟は必要不可欠である。また、我が国に駐留する米軍の軍事的プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止及び対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国

# 【防衛01】

に大きな安心をもたらしている。さらに、日米同盟は、多国間の安全保障協力やグローバルな安全保障課題への対応を我が国が効果的に進める上でも重要である。(中略)こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直し等についての具体的措置を着実に実施する。また、接受国支援を始めとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組を積極的に推進する。

## VI 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力の整備、維持及び運用を効率的・効果的に行うため、以下を重視する。

(6) 防衛施設と周辺地域との調和

関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

# 【防衛02】

# 点検結果表(租税特別措置等に係る政策評価)

制度名	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲 渡所得の特別控除				防衛省
税目	法人税、所得税				
区分	□新設	□拡充	□延長	•	■事後

	点検項目			評価の	実施状況		課題
7	組税特別措置等の合理性						•
	① 政策目的の根拠・政 策体系での位置付け	■明らか				□明らかでない	
	② 所期の目標が達成していない状況	□達成されて	こいない	■達成る	されている	□説明なし	
7	組税特別措置等の有効性						•
	③ 達成目標及び測定指 標	■定量化		□定性的	<b></b> 的記述	□説明なし	
	④ 適用数等の実績把握	■定量化	□定量化(框	見拠なし)	□定性的記述	□把握なし	
	⑤ <b>僅少・</b> 偏りのない 状況	■説明あり				□説明なし	
	⑦ 減収額の実績把握	■定量化		□定量(	ヒ(根拠なし)	□把握なし	
	租特の効果・達成目 ⑨ 標の実現状況の実績 把握	■把握あり				□把握なし	
	① 税収減是認の効果の 実績確認	■説明あり				□説明なし	
7	組税特別措置等の相当性						•
	③ 租特の手段をとる必 要性・適切性	■説明あり				□説明なし	
	<ul><li>④ 他の政策手段との役割分担</li></ul>	■他の政策引	F段はない	□説明ね	あり	□説明なし	

【課題の説明】				
	評価に求められる最低限必要な要	素(項目)	の説明が行われている。	

<sup>「○」:</sup>評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「⑧」: 点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消した もの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価 書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

		位  位  位  位  位  に  に  に  に  に  に  に  に  に
1	政策評価の対象とした	THE STATE OF THE S
	租税特別措置等の名	控除
		(国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内	密 ○ 概要
		防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101
		号。以下「環境整備法」という。)第5条第1項において、国は、航空機の離
		陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと
		認めて防衛大臣が指定する第二種区域(以下「航空機騒音障害区域」とい
		う。)に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が、当該建物等を移転
		し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補
		償することができる旨を規定しており、また、環境整備法第5条第2項におい
		て、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買
		入れを申し出るときは、当該土地を買い入れることができる旨を規定してい
		る。このうち、航空機騒音障害区域に所在する土地が環境整備法第5条第
		2項の規定により国に買い取られる場合においては、かかる土地の所有者
		の譲渡所得について課税の特例が認められている。
		〇 控除の内容
		航空機騒音障害区域に所在する土地が環境整備法第5条第2項の規定
		により国に買い取られる場合において、その年中の譲渡所得の金額から2,
		000万円(土地の譲渡に係る金額が2,000万円に満たない場合はその額)
		を控除することができるなどの特例措置。
		〇 関係条文
		租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第34条、第65条の3、第68条
		O74
3	担当部局	防衛省地方協力局防音対策課
4	評価実施時期	平成25年7月
5	租税特別措置等の創	段 昭和49年度創設
	年度及び改正経緯	
6	適用期間	恒久措置
7	必要性 ① 政策目的	
	等 及びその	
	根拠	補償や土地の買入れ(以下「移転の補償等」という。)を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。
		氏の生活の女定及の情征の向上に奇子することを目的としている。 《政策目的の根拠》
		〇 環境整備法第1条及び第5条(別紙参照)
		○ 平成23年度以降に係る防衛計画の大綱Ⅱ、IV及びVI(別紙参照)

		2	政策体系	防衛省における政策評価に関する基本計画(防官企第3761号。23.3.3
			における	1)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置
			政策目的	付けられている。
			の位置付	政策目標 : 我が国の安全保障の目標(①我が国に直接脅威が及ぶことを
			け	防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最
				小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安
				心・安全を確保、②アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の
				安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を
				予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化
				して我が国の安全と繁栄を確保、③世界の平和と安定及び人間
				の安全保障の確保に貢献)を達成するため、我が国自身の努
				カ、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グロー
				バルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進
				政策(狭義): 即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事
				技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えら
				れた動的防衛力を構築
				防衛力の能力発揮のための基盤の保持
				施策(広義): 関係機関や地域社会との協力の推進
			法十口無	施策(狭義): 基地周辺対策の推進(補償の実施等を含む。)
		(3)	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及び測定	航空機騒音障害区域における移転の補償等を促進する。
			指標	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
				本租税特別措置の適用を受けた件数
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				本租税特別措置により、航空機騒音障害区域における移転の補償等を促
				進することで、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなる。
8	有効性	1	適用数等	〇 過去の実績:
	等			平成22年度 116件(個人:113件、法人:3件)
				平成23年度 76件(個人: 76件)
				平成24年度 55件(個人: 54件、法人:1件)
				〇 将来の推計:
				平成25年度 83件(個人:82件、法人:1件)
				平成26年度 82件(個人:81件、法人:1件)
				平成27年度 82件(個人:81件、法人:1件)
				平成28年度 82件(個人:81件、法人:1件)
				〇 本租税特別措置の対象者は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所
				有者であり、特定の者に偏るものではない。
				〇 前回(平成22年年度)の本租税特別措置に係る政策評価では、将来の推
				計を実施していないが、①集団移転の事業が終了したことに伴い、平成22
				年度予算から毎年度予算額が減少していること。②移転を希望する所有者
				の事情(病気等)により移転の希望を辞退する場合があること。③土地境界
				について隣接地の所有者と土地境界の確定に至らず移転の希望を辞退す
				る場合があること等から、件数が変動するものである。
				※1 将来の推計のうち、平成25年度は当該年度において移転を予定している事案の所有者か
				らの希望届等を基に本租税特別措置の適用が見込まれる件数、平成26年度以降は平成2
				2年度から平成24年度までの実績の平均から算出。
				※2 適用実態調査の結果に関する報告書における調査対象の範囲と本評価書における評価対
				象の範囲が異なるため、データは、平成25年7月、防衛省地方協力局防音対策課で作成

# 【防衛02】

(2)	減収額	○ 過去の実績:
_	#74 #4 #2C	平成22年度 206百万円(個人:197百万円、法人:9百万円)
		平成23年度 101百万円(個人:101百万円)
		平成24年度 114百万円(個人:108百万円、法人:6百万円)
		○ 将来の推計:
		平成25年度 138百万円(個人:133百万円、法人:5百万円)
		平成26年度 140百万円(個人:135百万円、法人:5百万円)
		平成27年度 140百万円(個人:135百万円、法人:5百万円)
		平成28年度 140百万円(個人:135百万円、法人:5百万円)
		※1 減収額は、個人については2千万円(譲渡所得が2千万円に満たないときはその額)×税率
		15%、法人については2千万円(譲渡所得が2千万円に満たないときはその額)×税率30%
		の減収があったものとして算出
		※2 将来の推計のうち、平成25年度は当該年度において移転を予定している事案の所有者か
		らの希望届等を基に本租税特別措置の適用見込みから減収額を算出、平成26年度以降は
		平成22年度から平成24年度までの実績の平均から算出。
		※3 適用実態調査の結果に関する報告書における調査対象の範囲と本評価書における評価対
	1 B 4 4	象の範囲が異なるため、データは、平成25年7月、防衛省地方協力局防音対策課で作成。
3	効果・達成	《政策目的の実現状況》
	目標の実	(分析対象期間:平成22年度~平成24年度)
	現状況	航空機騒音障害区域からの移転を希望する所有者に対し、移転の補償等
		を実施することができたことから、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に
		寄与した。
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》
		(所期の達成目標の実現状況)
		前回政策評価を実施した平成22年度時点の達成目標は、航空機騒音障害
		区域内の残戸数約13,500戸(平成21年度末現在)の移転であるが、平成2
		2年度から平成24年度末までにこのうち約300戸の移転が行われており、前
		回政策評価を実施した平成22年度時点から進捗している。
		本事業は、防衛という国民全体の利益のために航空機の離陸、着陸等の頻
		繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけ
		が受けている不利益を公平の観点から是正する措置であり、航空機騒音障害
		区域内に引き続き多くの戸数が存在することから、関係住民の生活の安定及
		び福祉の向上に資するためにも、移転の補償等を促進する必要があることか
		ら、本租税特別措置の継続が必要である。
		(分析対象期間:平成22年度~平成24年度)
		測定指標を用いると、平成22年度から平成24年度までの本租税特別措置
		の適用件数の合計は247件であり、本租税特別措置が適用されることで、国
		による移転の補償等を円滑に実施することができ、移転の補償等を促進する
		という達成目標を実現できた。
		(分析対象期間:平成25年度~平成28年度)
		(カイ) 対象が同: 十成25年度~十成26年度) 測定指標を用いると、平成25年度から平成28年度までの本和税特別措置
		の適用件数の推計は合計329件であり、本租税特別措置が継続されることで、同じたる投票の建備等も円滑に実施することができ、投票の建備等も円
		で、国による移転の補償等を円滑に実施することができ、移転の補償等を促
		進するという達成目標を実現できると見込まれる。

				(分析対象期間: 平成22年度~平成24年度) 減収額の実績は、平成22年度から平成24年度までの合計で約756百万 円であった。一方で、本租税特別措置により、国による移転の補償等を円滑に 実施することができ、移転の補償等を促進するという目標が達成できた。これ により、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなり、ひいて は、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保に寄与することができ、 本租税特別措置による税収減を是認する効果が得られていると認められる。	
				(分析対象期間: 平成25年度~平成28年度) 減収額の将来推計は、平成25年度から平成28年度までの合計で約421 百万円と推測される。一方で、本租税特別措置が要望どおり継続されれば同 期間において329件の本租税措置の適用が見込まれるため、引き続き移転 の補償等が円滑に行なわれ、移転の補償等を促進するという目標達成が実 現できると思われる。これにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に 寄与し、防衛施設の円滑な運用に資することとなり、ひいては、我が国の平和 と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができるとみられ、本租税 特別措置による税収減を是認する効果が得られていると見込まれる。	
9	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	本租税特別措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点から、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。	
		2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	なし。	
		3	地方公共 団体が協 力する相 当性	なし。	
10	有識者の	)見	解	関係法令を遵守し、関係住民の安定した生活に寄与できるよう移転補償を 促進すべき。 (防衛省政策評価に関する有識者会議委員)	
11	評価結果性	見の	反映の方向	引き続き、本租税特別措置を継続する。	
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			平成22年度	

(別紙)

#### ○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(抄)

(昭和49年法律第101号)

(目的)

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### (移転の補償等)

- 第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な 実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(以下 「第二種区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物 件(以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は 除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者 に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常 生ずべき損失を補償することができる。
- 2 国は政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 略

#### ○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱(抄)

平成22年12月17日 安全保障会議決定 閣議決定

#### Ⅱ 我が国の安全保障における基本理念

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保することである。第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保することである。そして、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することである。

## IV 我が国の安全保障の基本方針

#### 2 同盟国との協力

我が国は、これまで、基本的な価値を共有する超大国である米国と日米安全保障体制を中核とする同盟関係を維持しており、我が国の平和と安全を確保するためには、今後とも日米同盟は必要不可欠である。また、我が国に駐留する米軍の軍事的プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止及び対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国

に大きな安心をもたらしている。さらに、日米同盟は、多国間の安全保障協力やグローバルな安全保障課題への対応を我が国が効果的に進める上でも重要である。(中略)こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直し等についての具体的措置を着実に実施する。また、接受国支援を始めとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組を積極的に推進する。

#### VI 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力の整備、維持及び運用を効率的・効果的に行うため、以下を重視する。

(6) 防衛施設と周辺地域との調和

関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。